

## 平成19年度光市行政改革市民会議（第1回）【要旨】

開催日時 平成19年10月29日  
13時30分～15時  
開催場所 市役所3階第5会議室

### \*会議の内容\*

行政改革大綱実施計画について年次計画の進捗状況、平成18年度の実施状況及び平成19年度上半期までの取り組み状況について、事務局から概要報告をした後、委員からご意見、ご提言を受けるとともに意見交換を行いました。

### 【意見要旨】

委員：市民活動の推進について、「市民活動補償制度」とは具体的にはどのような制度なのか。

事務局：平成17年度に「市民活動推進のための基本方針」を策定しており、この中の施策の一つに掲げております。自治会、NPO、ボランティア団体等の市民団体が、社会貢献的な活動の中でけが等がございます。活動を円滑に進めていただくため、けが等に対し補償をするための掛金を行政が負担するという制度でございます。

委員：その制度が認知されていない。私の自治会では保険をかけている。制度を周知徹底してほしい。

事務局：制度創設の時には、市広報でお知らせをしております。また、ホームページでもお知らせをしておりますが、やや周知不足とのご指摘もございましたので所管の方へ申し伝えておきます。

### 『地域づくり推進課からの回答』

市では、自治会活動や環境美化活動などの社会公益活動に参加する市民の皆さんの活動中のけがや他人への賠償事故に対する補償制度を設け、損害保険会社の保険に加入しています。

この制度は、市民の皆さんが安心して活動に参加し、たくさんの活動がさらに活発になることによって、明るく活気のあるまちづくりを進めようとするものです。

制度の概要については、市広報誌やホームページに掲載するとともに、毎年、年度当初に公民館を通じて各自治会宛にチラシの配布や説明を行っているところですが、今後も引き続き、周知に努めてまいります。

なお、この制度では、自治会の活動であっても親睦を目的とするもの（例えば、親睦旅行や花見など）については、補償の対象にならない場合もあり、各自治会が独自に加入している保険の補償範囲を全てカバーできるとは限りませんので、ご注意ください。

委員：実際にこの制度を利用した自治会はあるのか。

事務局：ございます。平成 18 年度で 2 件ございました。

『地域づくり推進課からの回答』

平成 18 年度中の保険対象事故は 3 件で、自治会の清掃活動中のけがによる通院が 1 件と、草刈り機による器物の破損に対する損害賠償が 2 件（うち自治会活動によるもの 1 件）発生しています。

また、平成 19 年度の上半期では、地域における清掃活動や里山整備等の活動中のけがによる入院、通院など、8 件（うち自治会活動によるもの 1 件）の傷害事故が発生しています。

委員：制度を利用するために、最低人数 5 名という制約があったと思う。条件等の緩和はできないか。作業（市道の除草）をするたびに人数を集めるのが大変だ。

事務局：引き受けの保険会社の定めに沿っていただければならないため、直ちに個人の活動までの補償は困難だと思われます。

『地域づくり推進課からの回答』

「市民活動補償制度」は、市民の皆さんが市民活動（自主的主体的に行う社会公益活動）に安心して参加し、多くの市民活動がさらに活発になることをめざしたものです。

こうしたことから、個人が加入する傷害や賠償責任保険と違う点として、団体としての社会公益活動であることが、保険適用の前提となっており、そのために団体の人数等など、必要最低限の条件が定められています。

また、保険の適用のためには、団体としての活動計画や参加者名簿など「その事故が市民活動補償制度の対象となる活動中の事故であることを客観的に確認できるもの」が必要となりますので、ご理解ください。

委員：市の交際費の用途の公開について平成 19 年度から公開となっているのだが、いったい何が難しいのか。

事務局：交際費の公開については、難しい問題はないと考えております。ただ、県内 13 市で公開している市は下関市と柳井市の 2 市しかなく、双方の公開の方法・内容等

が異なっているために市民の皆さんが容易に比較できる形で準備をしている状態です。いずれホームページ等で公開させていただきたいと考えております。交際費の内容は、香典・見舞いが主なものです。ただ、個人情報まで公開できるのかどうかを検討しております。

委員：男女共同参画基本計画の推進について、審議会等への女性委員の登用率 21.6%（平成 17 年 4 月 1 日現在）となっているが、現在はどうかになっているのか。

事務局：審議会等への女性の登用率は、平成 18 年 4 月 1 日現在で、19.2%・平成 19 年 4 月 1 日現在で 18.6%となっております。

委員：登用率が下がってきているのはなぜか。

事務局：登用率につきましては、審議会の数が増え分母が大きくなったために率が低下しております。女性の人数は、ほぼ同数となっております。

委員：比率の問題だ。分母が上がれば、分子を上げれば済む問題ではないのか。

事務局：そのとおりです。

#### 『企画情報課からの回答』

光市男女共同参画基本計画においては、計画の進捗状況や成果の評価のため、指標項目と目標値を設定しており、市の各種審議会等における女性の登用率を、平成 23 年度までに 30.0%としています。

なお、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、「光市男女共同参画推進本部」を設置（平成 19 年度）し、全庁的な取組みを推進することとしており、女性の登用率についても、本部の中で各関係部局に強く要望することとし、指標の達成に取り組むこととします。

#### 《参考》

	審議会等数（うち女性委員のいる審議会数）	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（%）
H17.4.1	17（16）	231	50	21.6
H18.4.1	19（17）	266	51	19.2
H19.4.1	21（18）	306	57	18.6

委員：地域コミュニティの育成について、公民館の自主運営が実施されているが、公民館は社会教育の館という発想がまだ存在している。それを、地域のコミュニティというか、総合活動センターの役割にしていこうとするのが狙いだと思うが、現場は、所長が自治会の事務や地区社会福祉協議会の事務を行い、主事は、いわゆる公民館・青少年の健全育成の事務を行っているというように分担していたが、今後は、主事が全て行うようになる。その辺がスムーズに運営されていないように思う。教育委員会も主事は社会教育の分野なので、自治会や地区社協のことはやる必要は無いという発想で関わっている。まだ始まったばかりなので色々あると思うが、時間をかけて解決していかなければならないと思う。教育委員会は、かたくなな面があって、地域活動として位置づけられた問題ということを認識してほしい。

委員：公民館問題と関連して、公民館の休館日が第三日曜日となっております。公民館が地域づくりの中心的な活動の場であるならば、行事が多い日曜日に休館というのはいかがなものか。前回もこの問題について話したときは、開けている公民館もあるという話も聞いたが、大和地区は、休館日としている。第三日曜日は家庭の日だが、家庭の日だからといって全て休館とするのはおかしいと思う。

委員：主事がいるところは、第三日曜日は閉めているが、主事のいない公民館はいつも開いている。それこそ、地域住民による自主運営を行うと良いのではないかと。

委員：住民が自主的に運営できるならば良いが、条例で第三日曜日は休館にすることが謳ってある。もし、休みを無くすのであれば、議会の議決が必要であると思う。

委員：館内清掃ということでウイークデーの水曜日が休館のこともある。

委員：条例の問題等もあるが、地域づくりの拠点とするのであれば、開館できるものならば、開館するのが望ましいと思う。

事務局：いずれにしても、公民館の設置は、社会教育法にございまして、社会教育の拠点施設として整備されてきております。今は、どちらかというと地域の人間関係、コミュニティなどが希薄になっている。そのことが、防災・防犯・環境美化活動・地域の老人福祉等に影響を及ぼしています。今、地域のコミュニティをどのように創り上げるかが行政の大きな課題となっております。宣伝が行き届いていないのかもしれませんが、市民ホールの西側の「勤労者総合福祉センター」を10月から「地域づくり支援センター」に改編して、職員を2名派遣してNPOの活動

支援・地域コミュニティの形成として、市民の方が主事になられた4館（室積・島田・浅江・三島）のコーディネイト（調整）も含めて総括的に推進してまいりたいと考えております。市の全体的な拠点設備の整備を行っていますので、地域づくりが円滑に進むと良いと考えております。

現在、市の主事を半年間引継ぎのため置いておりますが、地域の役割は、「地区社協」「青少年の健全育成」「自治会の活動」等の色々な活動が複合的に重なり合っており、所謂社会教育的な拠点施設という視点だけでは公民館活動が上手くいかないと考えております。

そういった問題を解決するために「地域づくり支援センター」を設置しております。センターが指導的役割を果たしてくれると考えております。

#### 『生涯学習課からの回答』

光市公民館条例施行規則第8条で、公民館の休館日は、「(1) 毎週月曜日、(2) 毎月第3日曜日、(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」となっており、(1)については、公民館を管理（館内清掃や設備点検等）する上で必要であるため設けられたもので、(2)については、第3日曜日は「家庭の日」であることから、家族とふれあう機会を持ち、家庭の大切さを考えるためのものとして、休館日となっているものです。

地区の事情により、一部の公民館では運用の特例（同条第2項）として休館日に貸館を行っているところもあり、第3日曜日の利用は、地区での実情に沿った運用により対応することで、施行規則そのものの改正は、当面考えていません。

委員：PFIによる施設整備の検討について、三島温泉健康交流施設の整備は、可能性調査を実施した後、すぐにPFI方式を断念しているが、なぜか。三島温泉健康交流施設整備推進庁内会議を設置しているが、この会議で断念を決定したのか。

事務局：三島温泉健康交流施設について、可能性調査を実施しました。民間のノウハウを活用することになるので、財政的な効果を追求するのは当然なことです。しかし、バリューフォーマネー（支出額に対して、もっとも価値の高いサービスを提供するという考え方。民間の資金やノウハウを行政運営に取り入れ、コスト削減を目指すPFIの重要な概念となっており、従来のサービス提供方式とPFI導入後の方式を比較することで、VFM（バリューフォーマネー）が導き出される）の考え方によるとマイナスになります。つまり、PFI方式による効果が出ないために断念しました。VFMを出すためには一定の規模が必要となります。

委員：ということは、三島温泉健康交流施設を建設してもあまり儲けにならないということか。

事務局：PFI という手法では、効果が出ないということです。民間として手を挙げてくれるところがおそらく無いであろうということです。

委員：一般市民から考えれば、「民間が儲けにならないので手を出さないものを市が建設するのか。」と思う。

委員：大和病院について、光市広報（10月25日号・市長のまちづくりメッセージ）にも載っていますが、少し迷うような表現がある。将来的なこと、中期的なこと、今、どう考えているということが書いてある。将来的には、光市立病院は救急病院として建替えて移転し、大和総合病院は慢性期の病院にするという考え方。状況が変わり見直しているが中期経営計画で運営していくと書いてある。救急・慢性の話が中期の話なのか。

事務局：急性期・慢性期の話は昨年のお話で、昨年の3月くらいに、2つの病院を機能分担し維持をしていくと考えましたが、慢性期の病院は、療養病床として全体的に見直される（38万床→15万床に減少させる）国の政策があるなかで、療養病床が維持できるのか等、医療制度改革の問題が色々な形で現れてきて、見直しを余儀なくされています。病院の考え方として、2つの病院を1つに集約して片方を非直営にするということになっております。

委員：それが、中期計画のことか。

事務局：中期というのは、5年計画で、その5年間で経営改善をしながら今、病院の体力をつけていこうとしております。

委員：5年が中期計画であるならば、短期というのは、何年か。

事務局：病院を集約するための病院改革が必要になってきます。そこで短期改善計画を策定しました。中期と短期はセットであると思います。

委員：では、将来の慢性と救急というのは無くなった話なのか。

事務局：その考え方は、今は無いと思います。現時点では、2つの病院の存続を考えながら、病院局のその後の考え方は、一つに集約するという事だと思っております。

委員：今の問題は、非常に重要な問題なので市長さんも慎重になっておられるのだと思います。現在は 2 つの病院を存続させて経営努力をして結論を出したいということではないでしょうか。

委員：もっとわかりやすく数字を示してほしい。5 年後には、実質公債費比率を 18%にするとと言われるが、病院も含めてそうなのかどうか等。一般市民には理解が困難。

#### 『財政課からの回答』

実質公債費比率は、地方自治体の財政の健全度を表す指標のひとつで、税金や地方交付税など、地方自治体の経常的な収入に対する借金返済額の割合を示すものです。これまで起債制限比率という指標を用いていましたが、こちらには自治体の運営する下水道や病院などの公営企業会計への繰出金、消防・ごみ処理などの一部事務組合の借金返済に充てるための負担金が含まれていないため、市全体の返済の負担の度合いを示していませんでした。この指標ができたことで、市全体を示すことができるようになりました。

昨年公表された光市の実質公債費比率は平成 15 年度から 17 年度の 3 年間平均で 22.4% となっています。この指標が 18% を超えると、市は起債をする際に、県の許可をとらなければならなくなります。25% を超えると、地方自治体の単独事業に対する起債が制限されます。35% を超えてしまうと、単独事業だけではなく、国等の補助事業に対する起債も制限され、特別な事情が認められる場合のみに起債が許可されます。

こうした状況は、下水道事業や病院事業、福祉施設、消防施設、ごみ処理施設などの建設事業に伴う地方債の返済の多くが平成 15 年度から 17 年度にかけてピークを迎えたことによるもので、今後は、これらの返済額は減少し、実質公債費比率も年々下がっていきます。

#### 光市実質公債費比率将来推計

年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
実質公債費比率 (%)	22.4	22.0	21.2	20.5	19.6	18.2	16.8

事務局：直接の病院局ではないので、答えきれない部分があるのは、ご容赦願いたいと思います。ただ、この行政改革大綱実施計画を策定したのが、平成 18 年 2 月ですので、中期経営計画というのは、時系列的に考えますと、当時の急性期・慢性期の時であると考えます。

その後、整備計画を作りました。その整備計画の裏づけとして短期改善計画（病院体力をつけるための担保として）があります。

委員：2 つの病院のうち 1 つを市がかかえる病院とし、もう 1 つを非直営とするのは、どこにあたるのか。

事務局：医療環境の変化によって、中期経営計画を見直さざるを得なくなりました。その結果の報告を平成 19 年 3 月に行いました。

これが、病院整備計画であって、5 年後に体力を回復するために短期改善計画を徹底して実行するということです。

『病院局からの回答』

【光市病院事業中期経営計画について】

平成 16 年 10 月、旧光市と旧大和町が合併し、両市町がそれぞれ経営してきた公立病院を新光市が 1 つの病院事業として経営していくこととなりました。光市病院事業中期経営計画は、2 つの病院の役割を定め新市にふさわしい病院事業の将来的方向性を定めるとともに、経営基盤の確立めざしていくために策定したものです。策定年度は平成 17 年度で、その期間は平成 21 年度までの 5 ヶ年となっています。その中で、光市病院事業の将来的方向性として、「光総合病院は新築移転し急性期医療に特化し、大和総合病院は慢性期、回復期医療に特化した病院に転換を図る」ことを示しました。

【光市病院事業整備計画について】

中期経営計画の光市病院事業の将来的方向性として大和総合病院を慢性期医療に特化する方針を示しましたが、平成 18 年度に国の医療制度改革に伴う療養病床の削減計画、診療報酬の減額改定実施、また市の財政状況の悪化（実質公債費比率 22.4%）など病院事業をとりまく外的環境が大きく変化することとなりました。そのため、中期経営計画で示した病院事業の将来的方向性の再検証、見直しを行う必要があることから医療専門コンサルに業務委託し、改めて平成 19 年 6 月に光市病院事業整備計画を策定しました。

その内容は、「現状のまま 2 つの公立病院を経営維持していくことは困難であり、光市が運営する病院は、急性期・救急医療を重点とした医療に取り組む 1 病院に集約（公設公営）し、他の病院は、非直営方式等の検討を行う。しかしながら、現時点での財政状況では財源を確保することができないことから、当面は短期改善計画を推進し起債償還額減少の時期を見計らい整備計画に着手する。」というものです。

短期改善計画は、両病院の医療の質の向上、経費削減、病床の効率的運用等の具体的な改善策を推進することにより整備計画が具現化するまでの間、各病院の体力を維持していくためのもので、計画期間は平成 23 年度までの 5 ヶ年としていますが、毎年計画の実効性を検証し、その都度必要な見直し等を行うこととしており、基本的には 1 年間の短期的な性格をもっています。

【今後の方針について】

公立病院の経営環境は非常に厳しい状況にあり、光市にとって必要で適正規模の医療を



安定的に確保するための方策を見出すことが喫緊の課題であることから、病院局では、光市病院事業整備計画の方針に基づき、短期改善計画を推進することで当面2病院体制を維持しつつ、1病院集約化に向けての具体的な検討をすすめています。現時点では各病院をどうするのかは未だ決まっていますが、総務省が示す公立病院改革プラン等も注視しつつ、関係機関とも協議し早急に結論を見出したいと考えています。

\*公立病院改革プラン

総務省では、近年、多くの公立病院が経営状況を悪化させていることや医師不足に伴う診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっていることから、「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」の3点の視点に立って、経営指標の数値目標（ガイドライン）を示し、地方公共団体が公立病院改革プランを平成20年度内に策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むように求めています。

委員：この会議は、このような具体的な会議ではなく、総合的なことを話し合わなければいけない会議ではないか。

委員：計画が5年というのは長いと思う。その間に状況はどんどん変化している。

委員：公民館の問題も10月に始まってみて、住民として、「あらっ！」と思うことが沢山出てくる。行政改革大綱実施計画にも最初に記載したことに固執せずに、変わったことは変わったように記載すべき。「以前はこうだった。」と過去のことをひっくり返しても先に進まない。

公民館の問題は一番身近なのだが、今、公民館が地域の主事さんで運営していくことになったが、どの程度公民館独自としてできるのかがよく理解できない。本当に何でもやって良いのか。それとも法に抵触するのかわからない。

指定管理者制度となって、管理者が変わったことにより使用方法が変わったということがあった。例えば、青年の家で、今までは直前に申し込んでも使用可能であったが、1ヶ月前に申し込まなければ使用することができないというように変わった。そういうお知らせがなかった。そういうお知らせがあると使う側が助かると思う。指定管理者制度について、まだ、実績は出ていないと思うが、実績をみて更に良くするためにはどうすれば良いという意見が出てくると良いと思う。

『財政課からの回答』

指定管理者制度については、市民サービスの向上とあわせて経費の削減を図ることを目的として平成18年度から市内16施設において導入したところです。

経費の削減効果については、平成17年度と比較して約800万円の削減となりました。

また、開園時間の延長、自主事業の充実、使用申請の夜間受付の開始、業務体制の見直しなど各施設の改善がみられるなど、市民サービス向上、事務の効率化など一定の効果をあげているものと考えています。

委員：ホームページ等の充実について、市役所の玄関前に「掲示板」があるが、その中の公告については何が書いてあるか読めない。斜めに幾つもきれいに貼ってある。市民に何を告げようとしているか、何をPRしようとしているのか不明。例えば、ホームページを利用してはどうか。

#### 『総務課からの回答』

掲示物のうち、条例については、地方自治法第16条第1項の規定により公布しなければなりません（規則その他公表を要する規程も同様の取扱いとなります。）。また、公布の方法については、地方自治法逐条解説によると「公報に掲載して行うか、又は庁舎の前の掲示板等に掲示することによって行うのが通常の見取り」とあり、本市では、公報を発行する費用を考慮し、掲示板に掲示する方法により行っています。

掲示方法については、掲示物の量が多量（特に年度当初）であること等から少ないスペースを有効に活用するため斜めに掲示しています。

なお、掲示物の閲覧については、掲示板のガラス戸は施錠していませんので誰でも自由に閲覧することができます（自由に閲覧できる旨を表示し、多くの方々に閲覧していただくよう改善を図ります。）。

ホームページへの掲載については、掲示物が多量（毎年400件を超える件数あり）であるため全件を掲載することは困難ですが、既に市民生活に直接係わりのある条例等の制定改廃、職員採用や一般競争入札の実施等については、分かりやすい表現でホームページや市広報に掲載しています。

委員：昨年の会議でも言ったが、日経パソコン(雑誌)で“e都市ランキング”で光市の平成18年は、455位だった。今年の順位も大して上がっていない。下関市は全国で10位だった。このことについて市長にもメールを送ったが、私の思惑とは違った回答だった。インターネットでの情報公開を考えるべき。以前、光市は100位以内に入っていた。他の市がどんどん進歩しているので置いてけ堀をくっている。

事務局：確かに数年前までは、他の市に先駆けて情報について投資をしてきた関係で順位も高かったのですが、この情報の技術は、日進月歩ですので、ものすごいスピードで進化します。相対的に光市の位置は落ちてきます。要は財政的な事情もございまして、中々新しいものへの投資ができないのが現状です。特に大きな問題がなければ現状のまま運営していきたいと考えております。どうしても、相対

的に後から入ってきた都市の方が技術的に最新のものを使うので光市よりも高い順位になります。ただ、情報の発信の質については、投資に関係なく、「市民の方がほしい情報」と「市が発信する情報」のミスマッチが出れば市民の方に活用されません。市の広報もごさいますが、リアルタイムという点では、やはりホームページであると考えます。

#### 『企画情報課からの回答』

ホームページの充実については、光市地域情報化計画に基づき、平成 21 年 4 月を目標に再構築を予定しています。

再構築にあたっては、音声読上ブラウザへの対応など高齢者、障害者に配慮したものとし、検索機能の充実、英語版サイトの構築の検討など誰もが簡単にアクセスでき、利用することができるホームページを目指すこととしています。

また、PDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルの確立により常に最新で充実した内容を提供していくこととしています。

委員：行革の成果は、ほとんど決算の中に出る。今回の市広報にも決算の説明がわかりやすく出ている。一般市民も数字が良い方向に動いているのがわかっている。それで、今まで、ゆとりがあっても何もしなくても動いていると思っている評価が多いのではないか。

ここのメンバーで、「実は、この部分ではものすごく頑張っている」ということを共有して次に進まないとなれば馬力が出ない。役所の中でも組織が変わり人数が減っている。それを「難なくできた」と思われたのでは、頑張れない。私にはその頑張りが見えない。市民にも努力を認めてもらって、一緒に参画してもらおう。こういう機会がこの会合の中で生々しく出てこないとなれば次の会合を重ねてもあまり意味が無いと思う。役所の中の人のもものすごくやり甲斐が出てくると思う。組織が一緒（合併）になって、人数も減って、仕事が増えて大変な思いの 3 分の 1 でも伝えるべき。我々もここで聞いて帰って知り合いに流す。それをぜひ、お願いしたい。

#### 『財政課からの回答』

行政改革は、行政と市民の皆さんとの適切な役割分担の下に一体となって不断の取り組みとして進めていく必要があります。

市民会議における行政改革大綱実施計画の取り組み状況の報告について、実施・検討の状況とあわせ現状把握・今後の課題等詳しく説明していくなど、情報の共有化・公表に努めて行きたいと考えています。

委員：人員削減による経済効果は把握しているのか。

事務局：人員削減による効果は、人件費として効果が表れてきております。平成 17 年度は、1 億 8 千 7 百万円程度であり、平成 18 年度は、2 億 6 千 9 百万円の削減となっております。職員が人員削減部分の仕事を抱え込んで逆に「市民サービス」ができていないというお叱りがございますので、十分気をつけながら今後、職務を遂行してまいりたいと思います。

委員：平成 17 年の時に 5 年間で職員数 10%削減という説明を受けた。その人数の推移を知りたい。

事務局：平成 17 年 4 月 1 日が 440 名、平成 18 年 4 月 1 日が 430 名、平成 19 年 4 月 1 日が 418 名となっております。22 名の削減となっております。

《参考》 定員適正化計画

基準日	17. 4. 1	18. 4. 1	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1
目標値（人）	440	436	430	414	402	396
実績（人）	440	430	418	-	-	-
比較（人）	-	△ 6	△ 12	-	-	-

※合併時職員数 462 人

委員：人員削減により、効果が出て、職員も頑張っているの、何かの機会に PR した方が良いのではないかと思う。

委員：学校給食センターの再編について、平成 17 年度から検討中となっており、平成 19 年度上半期には何も記載がないが、調査・検討中が続いていると理解して良いか。

事務局：給食センターの再編につきましては、合併して、大和と光の両方に給食センターがありますので統合問題が課題となりました。そこで、新市建設計画の中で統合という方向性を示しました。実際問題、今の財政状況で、新しい土地を求めて、新しい施設を建設することは非常に難しい状況です。

平成 19 年 3 月に策定しました総合計画の中で「財政計画」をお示しました。その財政計画によりますと、後期基本計画で検討せざるを得ないという方向になっております。

委員：組織の簡素・合理化について、我々になかなか見えない。市民会議にしても、今までは、総務部行政改革推進室から案内が来ており、平成 19 年度は、政策企画部

財政課から来た。それが、どう簡素合理化につながっているのかわからない。改革したことを訴えるには、改革によって「決断が早くなった。スピード感が出た。」何かそういうものがないと理解できない。変わったことをアピールできると良い。

『人事課からの回答』

適正な業務の執行の確保を目指した計画的な職員配置と定員管理を基本とし、行政需要の変化に柔軟に対応できるよう、組織の簡素・合理化を推進しています。

具体的には、行政改革推進室を廃止して業務を財政課に集約し、また、大和支所については、取扱業務数等の精査を行いながら、市民サービスの低下を招かない範囲で、合併時の3課6係30人体制を現在は、2課3係16人体制に削減しています。更に、平成19年4月からは、幼稚園と保育園の窓口を一元化する等、市民サービスの向上と意思決定のスピードアップに取り組んでいます。

委員：各種申請・届出の電子化について、実績が上がっていない。周知徹底されていないのか、それとも、窓口業務が充実しているために電子申請を行うメリットが少ないのか。

事務局：電子申請は、ご指摘のとおり、PRが足りないと思いますが、ただ、光市では、車で取りに行った方が早いと思います。アンケートによりますと「分からないことをするよりも窓口に行った方が早い」というご意見もございます。以上を勘案し、「費用対効果」を考慮し無駄なコストにならないように努めてまいります。

『企画情報課からの回答』

やまぐち電子申請サービスは、平成17年度～平成19年度の3か年で構築することとなっており、現在最終年度の構築作業を進めているところですが、今後、山口県市町電子申請システム共同運営協議会においてリーフレットの作成等、利用率向上を検討することとなっています。また、光市においても広報誌やホームページ上でのPR記事の掲載等を通じて利用促進を図ることとします。

委員：行政評価システムの構築について、研修等を行っているが、いずれ評価結果を市民に公表するという認識で良いか。

事務局：行政評価結果の公表は、決算・予算と合わせて行った方が一番効果的ではないかと考えております。役所の出す情報は分かりにくいと言われておりますので、理解しやすい方法等研究しながら「生活に密着した事務事業をきちんと評価できる

ようになってから」公表してまいりたいと考えております。

市民の方にとって、事務事業を改善し、経費が削減でき、その削減できた経費をどのように利用したかという説明を望んでおられると考えております。そのことを十分説明できるように研究を重ねてまいりたいと考えております。数字のみをお示ししてご理解いただけるものにつきましては、市広報やホームページ等でその都度公表していきます。

委員：次回の会議には10月1日から公民館の自主運営について「公民館がどのように変わって」「どのようなメリットがあったか」を具体的な数字を示し説明してほしい。

『生涯学習課からの回答』

本年10月から市職員の主事に替わって、地区推薦の主事による公民館の自主運営が始まりました。今年度は、室積、島田、浅江、三島の4公民館が実施しており、光井、周防の2公民館も来年度から実施予定です。

公民館の自主運営は、地域の課題を地域の人たちが自らの問題として捉え、解決していくことにより、地域の自主的、主体的なコミュニティ活動の促進、地域力の向上をめざすためのもので、その成果を大いに期待しております。今後の各地区の運営を見守りつつ必要に応じサポートしていくとともに、自主運営についての検証を行なってまいりたいと考えています。

委員：平成17年度に検討中の項目で、その後変わっていないものについて「どのように変わったか」について内容を知りたい。

『財政課からの回答』

次回の市民会議において項目ごとに取り組み状況がわかるような資料提供に努めたいと考えています。

委員：HPの見られない方も多くいる。そういう面では市広報は非常に有効であると思う。

その市広報を利用して毎号“行革についてのスペース”を作って「行政改革大綱実施計画の項目」を一つ取り上げてわかりやすく解説をしてはどうか。継続的にやると行革が浸透すると思う。

石城苑の民営化について、民営化されて、建物が変わり、石城苑まつりも生き生きと行っており民営化前よりも良くなっていると思う。石城苑に来たこともない市民もいるので、そういうことをPRすると良いと思う。

『財政課からの回答』

市広報の紙面の都合もありますので、定期的な掲載というよりも行政改革大綱実施計画の実施状況にあわせて掲載できるよう検討するとともに市ホームページにおける行政改革情報の充実を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

【終了】

---

会議終了後にいただいた意見

委員：税・使用料等の収納率の向上について、市税等の収納率が記載してあるが、まじめに市税を納めている者（滞納している人にはそれなりの事情があるであろうが・・・）にとって腹が立つ。収納率を載せない方が良いのではないか。

『財政課からの回答』

行政改革大綱実施計画の中で自主財源の確保として、税・使用料等の収納率の向上を掲げており、数値目標の達成に努める必要があることから収納率の掲載は止むを得ないと考えます。市税等の滞納は、負担の公平性の観点や納税者である市民感情から放置できない問題であり適切な納付指導を行い、滞納額の解消に努めたいと考えていますのでご理解いただきたいと思います。

メールでの意見

委員：パートナーシップのまちづくりへいろんな施策が展開されております。情報公開も進んできていると思います。しかしこれからのまちづくりの重要な役割を果たすパートナーシップの視点での行政改革を一層推進していただきたいと思います。

『財政課からの回答』

これからの「まちづくり」には、市民の皆さんとのパートナーシップはますます重要になってくると考えています。今後、市民会議でいただいたご意見やご要望を参考にさせていただきながら市民の皆さんとの協働による事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

委員：協働事業への予算化および評価システムをつくってほしいと思っています。市民とのパートナーシップのまちづくりを推進するためにはパートナーシップに基づく予算化が重要と思っています。予算化の時点でパートナーシップの視点を織り込んでいただきたいと思います。また協働事業を評価する仕組みを検討していただきたいと思っています。

『地域づくり推進課からの回答』

NPO と行政との協働については、共催や事業委託など様々な形態や方法が考えられますが、具体的に協働事業を推進していくためには、予算化に向けて事業計画や内容を示した上で、担当所管から予算要求することとなります。したがって、予算化が必要な協働事業の提案等については、早めに担当所管もしくは地域づくり推進課に相談をお願いします。

また、協働事業の評価については、現在、事務事業評価を試行しているところであり、引き続き、評価の方法等について検討します。

委員：行政評価システムには市民とのパートナーシップの視点での評価も織り込んでいただきたいと思います。

『財政課からの回答』

現在、事務事業の試行評価を実施しており、各事務事業を「妥当性」、「有効性」、「効率性」の視点から評価を行い、これらの結果から総合評価を行うこととしています。

その中の「効率性」の評価において実施主体の検証として、協働や委託の可能性などパートナーシップの視点で評価を行っているところです。

今後、行政評価システムの構築に際して行政改革大綱における基本理念である「新しい公共の形成」及び総合計画のまちづくりの基本理念「共創と協働で育むまちづくり」の視点からさらに評価項目について検討を加えていきたいと考えています。

委員：市民と職員が同席した協働事業取り組み研修をやって欲しい。パートナーシップのまちづくりのためには市民と職員の同席研修の場を広げる必要があると思います。

『地域づくり推進課からの回答』

現在、市民参加や協働について、職員の理解を深めるための職員研修を実施しているところであり、研修の内容と併せて、必要に応じて研修会への市民の参加等についても検討していきます。

委員：公共施設を市民に開放する施策を提案します。図書館とか文化センターなどの施設でのボランティア・NPO 活動を推進することで市民参加の場を提供してはと思います。その場の単なるお手伝いでは発展性がないので将来的には NPO 法人化して自主的な活動を広く展開するような施策が必要と思います。ふるさと郷土館の紙芝居開催などはいいい事例と思います。

『図書館からの回答』



図書館では、ボランティア育成のために「絵本の読みあいグループ養成講座」や「語りのボランティア養成講座」等を開催し、指導者の育成に力を入れています。その結果、大和分室では、ボランティアグループによる絵本の読み聞かせ会がすでに行われているところです。本館におきましても、ボランティアグループの要望があれば、自主事業との調整をし、場を提供することは可能ですし、むしろ要望が多く出されることを期待いたします。

#### 『文化振興課からの回答』

文化センター、ふるさと郷土館、市民ホールは指定管理者として(財)光市文化振興会が管理及び運営をしています。

各施設とも貸館及び展示を中心としている施設で市民の積極的な参加により、様々な展示やイベントを展開しています。

今後も(財)光市文化振興会と協議の上、市民参加の場の創設に努めます。